

第1日目（11月7日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。ただいまから令和5年第3回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

また、新潟日報社より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 ここで冒頭、市民の皆様におわびを申し上げます。令和5年11月1日発行の議会だより7ページ、第72号議案 補正予算（第5号）の母子保健事業費の質疑に誤りがありました。質疑、Qという部分に誤りがありましたので、おわびして訂正いたしたいと思っています。

また、市報のほうで11月15日号に訂正箇所を入れさせていただこうと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議 長 本日の日程は、議事日程（第1号）といたします。

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号11番・塩川裕紀君及び議席番号12番・清塚武敏君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日11月7日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日11月7日の1日間と決定いたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、報告第6号 所掌事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 おはようございます。それでは、議会運営委員会に付託されました継続調査についてご報告いたします。

調査事項は、本日開催の令和5年第3回南魚沼市議会臨時会の運営についてであります。期日は令和5年10月31日火曜日、委員の出席状況は7名全員出席、正副議長からも出席いただきました。

調査の内容ですが、執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、令和5年第3回南魚沼市議会臨時会の付議事件の概要、会期及び議事日程等の議会運営について事務調査を行いま

した。

閉会中の議会運営委員会の開催につきましては、従来どおり申し出ることといたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 議会運営委員会では組合からの要望書についても議題に上がったと思いますが、それについて報告しない理由は何かあるのでしょうか。

○議 長 議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 1 番の黒岩揺光さんも傍聴にいらっしゃったと思うのですが、それは今後、皆さん、議場での資料を提示するに当たっては、関連団体とその出どころの方たちにしっかりと確認してから公表しようということでもとまったところでもあります。その他でありましたので、報告は特にしません。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、報告第 6 号 所掌事務に関する調査の報告について（継続調査）を終わります。

○議 長 暫時休憩といたします。

〔午前 9 時 35 分〕

○副 議 長（清塚武敏君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 9 時 36 分〕

○副 議 長 塩谷寿雄君から、議長の辞職願が提出されています。

○副 議 長 お諮りいたします。「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副 議 長 追加日程第 1、議長の辞職についてを議題といたします。地方自治法第 117 条に規定により、塩谷寿雄君の退場を求めます。

〔塩谷寿雄君 退場〕

○副 議 長 事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、朗読いたします。

令和 5 年 11 月 7 日。南魚沼市議会副議長・清塚武敏殿。南魚沼市議会議長・塩谷寿雄。辞

職願、このたび都合により議長を辞職したいので、地方自治法第 108 条の規定により、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副 議 長 お諮りいたします。塩谷寿雄君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、塩谷寿雄君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○副 議 長 塩谷寿雄君の入場を認めます。

〔塩谷寿雄君 入場〕

○副 議 長 ただいま議長が欠員となりました。

○副 議 長 お諮りいたします。「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第 2 として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第 2 として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○副 議 長 暫時休憩といたします。追加日程の資料を配付いたしますので、そのままお待ちください。

〔午前 9 時 39 分〕

○副 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

〔午前 9 時 51 分〕

○副 議 長 追加日程第 2、選挙第 1 号 議長の選挙についてを行います。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、朗読いたします。

選挙第 1 号 議長の選挙について。地方自治法第 103 条第 1 項の規定により、南魚沼市議会議長を選挙する。令和 5 年 11 月 7 日提出。南魚沼市議会副議長・清塚武敏。

以上でございます。

○副 議 長 選挙は、投票で行います。

○副 議 長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副 議 長 ただいまの出席議員数は、22 名であります。

○副 議 長 次に、立会人の指名を行います。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に議席番号 13 番・佐藤剛君及び議席番号 14 番・寺口友彦君を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は、単記無記名

であります。それでは、投票用紙の配付をお願いいたします。

〔投票用紙の配付〕

○副 議 長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○副 議 長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

異常なしと認めます。

○副 議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票してください。

〔投票〕

○副 議 長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○副 議 長 開票を行います。佐藤剛君及び寺口友彦君、開票の立会いをお願いいたします。

〔佐藤剛君及び寺口友彦君立会いの上、開票〕

○副 議 長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22 票、有効投票 20 票、無効投票 2 票。有効投票のうち、清塚武敏 19 票、黒岩揺光君 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。よって、私が議長に当選をいたしました。

○副 議 長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○清塚武敏君 議長の就任の挨拶をさせていただきます。会議中ですので、本席で挨拶をさせていただきます。

このたび、大勢の議員各位のご支持をいただきまして、第 12 代南魚沼市議会議長を拝命いたしました。誠にありがとうございました。塩谷前議長さんにおかれましては、2 年間、大変お疲れさまでした。塩谷議長の下で 2 年間副議長を経験させていただきまして、学ぶべきところが大変多くありました。今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

私自身、3 期目折り返し、議員 10 年が過ぎました。議員に初めてなったときの初心を常に忘れることなく、そして最大会派から選出された責任も常に胸に刻み、行っていこうと思っております。そして、私のほか 21 名の同僚議員と共に市の執行部の皆さんと力を合わせ、南魚沼市民 5 万 3,000 人が夢と希望が持て、私たちの子供や孫の代に誇れるまちづくりができるよう、活発で開かれた議会運営に皆様と共に努め、議会の長として誠心誠意尽くしてまいりたいと考えております。浅学非才、まだまだ未熟な身ではありますが、どうか 2 年間皆様のご協力をお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

た。

〔拍手〕

〔議長交代〕

○議長 長（清塚武敏君） ただいま、副議長が欠員となりました。

○議長 長 お諮りいたします。「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○議長 長 暫時休憩といたします。追加日程等の資料を配付いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

〔午前10時06分〕

○議長 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前10時16分〕

○議長 長 ここで、事務局長から発言を求められておりますので、これを許します。

議会事務局長。

○議会事務局長 開会前に机の上に配付いたしました、日程第5から日程第10の案件と追加日程第3以降の配付案件には議長の氏名が記入されておられませんので、当該箇所各自で「清塚武敏」と議長名を記入いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長 長 追加日程第3、選挙第2号 副議長の選挙についてを行います。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、朗読いたします。

選挙第2号 副議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、南魚沼市議会副議長を選挙する。令和5年11月7日提出。南魚沼市議会議長・清塚武敏。

以上でございます。

○議長 長 選挙は、投票で行います。

○議長 長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長 長 ただいまの出席議員数は、22名であります。

○議長 長 次に、立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号15番・中沢一博君及び議席番号16番・鈴木一君を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。それでは投票用紙の配付をお願いいたします。

〔投票用紙の配付〕

○議 長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票してください。

〔投票〕

○議 長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○議 長 開票を行います。中沢一博君及び鈴木一君、開票の立会いをお願いいたします。

〔中沢一博君及び鈴木一君立会いの上、開票〕

○議 長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、有効投票20票、無効投票2票。有効投票のうち、寺口友彦君12票、中沢一博君7票、黒岩揺光君1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、寺口友彦君が副議長に当選されました。

○議 長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議 長 ただいま副議長に当選されました寺口友彦君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議 長 副議長に当選されました寺口友彦君から挨拶をお願いいたします。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ただいまの投票によりまして、副議長に選任していただきました。ありがとうございました。選挙は選挙であります。選挙は終わればノーサイド。先ほど選任された清塚新議長の下で、議会改革並びに山積している市政の課題に対してルールにのっとった自由闊達な議論をして、活発な議会にしていきたいと思っております。

ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 日程第5、報告第7号 常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたします。

以上で、報告第7号 常任委員会委員の選任についてを終わります。

○議 長 日程第6、報告第8号 議会運営委員会委員の選任についてを行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたします。

以上で、報告第8号 議会運営委員会委員の選任についてを終わります。

○議 長 ここで、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため、休憩といたします。再開を11時10分といたします。

[午前10時29分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時10分]

○議 長 日程第7、報告第9号 常任委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、報告第9号 常任委員会の正副委員長の選任についてご報告申し上げます。敬称は省略させていただきますので、各自ご記入をお願いいたします。

総務文教委員会委員長・鈴木一、副委員長・大平剛。産業建設委員会委員長・永井拓三、副委員長・吉田光利。社会厚生委員会委員長・目黒哲也、副委員長・田中せつ子。

以上でございます。

○議 長 常任委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。

ここで、各常任委員長から挨拶をしていただきます。まず、総務文教委員長・鈴木一君。

16番・鈴木一君。

○鈴木総務文教委員長 総務文教委員長ということで、降って湧いたような話でちょっとびっくりしてしまっていて、所管の範囲も結構広いところがあります。皆さんと一緒に、学校統合等いろいろやらなければならない問題があるかと思っておりますので、皆さんの協力を得ながら一生懸命やっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

[拍手]

○議 長 次に、産業建設委員長・永井拓三君。

8番・永井拓三君。

○永井産業建設委員長 ただいま産業建設委員長に選任されました永井拓三でございます。産業建設委員会は、農業そして観光、水道、除雪といったような様々な課題を抱えております。その課題解決に当たり委員会を円滑に運営できるよう心がけていきますので、どうか皆様よろしくお願ひいたします。

[拍手]

○議 長 次に、社会厚生委員長・目黒哲也君。

4番・目黒哲也君。

○目黒社会厚生委員長 引き続き、社会厚生委員長を拝命いたしました目黒哲也でございます

ます。社会厚生委員会は大きな課題が山積しております。委員の皆さんとしっかりと議論、そして審査をしまいいり、南魚沼市のさらなる福祉向上に努めてまいる所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議長 長 以上で、報告第9号 常任委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議長 長 日程第8、報告第10号 議会運営委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、報告第10号 議会運営委員会の正副委員長の選任についてご報告申し上げます。敬称は省略させていただきますので、各自ご記入をお願いいたします。

委員長・塩川裕紀、副委員長・梅沢道男。

以上でございます。

○議長 長 議会運営委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。ここで、議会運営委員長・塩川裕紀君から挨拶いただきます。

11番・塩川裕紀君。

○塩川議会運営委員長 先ほど議会運営委員長に選任していただきました塩川裕紀です。続投ということで、非常に重い委員長の職責ではありますが、新しく就任された清塚議長、そして寺口副議長と連携を取り合って、どこに出しても恥ずかしくない南魚沼市議会の運営に全力で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議長 長 以上で、報告第10号 議会運営委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議長 長 ここで、事務局長から発言を求められておりますので、これを許します。

議会事務局長。

○議会事務局長 日程第14の閉会中の継続調査申出についてですが、議会運営委員長の氏名が記入されておられませんので、当該箇所各自で「塩川裕紀」と委員長名を記入していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長 長 暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

〔午前11時18分〕

○副議長 長（寺口友彦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前11時19分〕

○副議長 長 清塚武敏議長から、総務文教委員会委員の辞任願が提出されたため、議長を交代いたしました。

○副議長 長 お諮りいたします。「議長の常任委員会委員の辞任について」を日程に追加

し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、「議長の常任委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長 暫時休憩といたします。追加日程の資料を配付しますので、そのままお待ちください。

〔午前11時19分〕

○副議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前11時21分〕

○副議長 追加日程第4、許可第1号 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、清塚武敏君の退場を求めます。

〔清塚武敏君 退場〕

○副議長 事務局長に辞任願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、朗読いたします。

令和5年11月7日。南魚沼市議会副議長・寺口友彦殿。南魚沼市議会議長・清塚武敏。辞任願、このたび総務文教委員会委員に選任されましたが、議長という職責上、委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長 お諮りいたします。本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○副議長 清塚武敏君の入場を認めます。

〔清塚武敏君 入場〕

○副議長 暫時休憩といたします。

〔午前11時23分〕

○議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前11時24分〕

○議長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は委員会付託を省略いたします。

○議長 日程第9、第92号議案 南魚沼市監査委員の選任についてを議題といたし

ます。地方自治法第 117 条の規定によって、黒滝松男君の退場を求めます。

[黒滝松男君 退場]

○議 長 本案について、提案理由の説明を求めます。
市長。

○市 長 それでは、第 92 号議案 南魚沼市監査委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

このたび、議会議員から選任する監査委員として令和 3 年 11 月からご尽力いただいております関常幸氏が、令和 5 年 11 月 6 日をもって退任されましたので、後任の監査委員の選任につきまして、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、ご同意をお願いしたいものであります。

後任につきましては、黒滝松男氏を選任したいものであります。

黒滝松男氏の経歴につきましては、資料のとおりであります。平成 21 年 11 月から南魚沼市議会議員を務めておられます。皆様ご承知のとおり豊富な経験を持ち、人格、識見とも申し分なく、監査委員をお任せするに最適の方でありますので、議会の同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては、令和 5 年 11 月 7 日から議会議員としての任期中であります。よろしくご審議いただき、ご同意をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 4 点になるかと思えます。地方自治法第 196 条、監査委員は識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるとあります。南魚沼市の監査委員条例には定数 2 人とだけあり、議員から選出するという規定はございません。にもかかわらず、他の自治体では議員から選出することをやめている自治体もございしますが、議員から選任し続ける理由をまず第 1 点、お尋ねいたします。

2 点目です。黒滝松男議員の経歴を見させてもらうのですけれども、平成 21 年以前の経歴が書かれてございませんが、平成 21 年以前の経歴を教えてくださいと、ここに書かない理由がもし何かあれば教えてください。

3 点目です。黒滝松男議員ですけれども、市長の選挙で市長を応援し、これまで市長提案に関しては一度も反対したことがございませんが、地方自治法第 198 条の 3、監査委員は、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならないとありますけれども、黒滝松男議員がこういった状況で常に公正不偏の態度で監査ができると思われた理由を教えてください。

4 点目でございます。地方自治法第 196 条には高格な人間とあります。人格がしっかり優れた人間というふうに市長の説明でありましたけれども、改めて、黒滝議員が人格としてし

っかり優れた人間であると思った理由をもう少し深く教えてください。

以上、4点になります。お願いします。

○議長 副市長。

○副市長 一番最初の部分にお答えをしたいと思います。これは地方自治法が変わって議選の監査委員を置かないことができるということで、改正年はちょっと忘れましたが、なりました。ただ、私どもの議会と執行部の間では、議選の監査委員をやめるという判断をしませんでしたので、地方自治法は変わりましたが、そのまま選任しているということになります。

この件については、地方自治法上、執行部からの提案もできますし、議員さんからの提案もできますので、議案提出権は両方にありますから、議員のほうで決まって提案をするのであれば、それはそれで議決というか上程することができるというものだろうと考えております。

以上です。

○議長 長 平成21年以前の経歴等……。

副市長。

○副市長 議員の経歴につきましては、平成21年以前の経歴がなければ選任ができないなんていうふうに私は考えておりませんので、議会議員の中から選任するわけでありますから、議員の経歴でよろしいのではないかというふうに理由として思います。

最後であります。市長を推しているから公正なことができないのではないかということですが、これは政治信条はどなたもあるわけでありますので、監査委員の職務を執行する上で公正であれば、これは何ら問題がないものではないかと考えております。

すみません。先に読んでくればよかったのですが……人格が高潔で、財務管理、経営管理その他行政運営に対して優れた見識を有する者ということ、これは今のいわゆる識見の監査委員のことを書いています。及び議員のうちからこれを選任するということでありますので、議会議員であることが現在の黒滝議員を監査委員に選任することの第一義でありますから、前のほうの人格が高潔で云々というのが、ここに係るといふふうには私は考えておりません。ただ、別に高潔ではないと、そういうことではありませんが、そこに理由を求める必要はないのではないかと思います。

以上です。

○議長 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1点目。今、副市長の答弁では、地方自治法が改正された際に、市としてはそれをやめるという判断はしなかったという答弁でございました。条例、地方自治法が改正された理由として監査機能の強化がありました。議会から選出するよりも議会外から選出されたほうが、監査機能が強化されるという議論があってもいいという理由で改正があつて、南魚沼市としてはその判断をしなかった理由を聞いているわけです。なぜ、地方自治法が改正され、市の条例にも議会から1人選ぶと書かれていないにもかかわらず、なぜ議会から選

出することが監査機能の最大の強化につながると考えられるかの理由をお尋ねしています。

2点目です。経歴がなければ、議員前の経歴を書かなければならないというのがちょっとよく分からなくて、黒滝議員は、議員前は農協に勤めておりました。代表監査委員と同じ職場でございます。監査委員2人いる中で2人とも同じ職場だったというのは、監査機能の強化につながるという考えでよろしいかどうかだけお尋ねしたいと思います。

最後の4点目ですけれども、当然、議員であるからいいというのではなくて、議員であっても別に人格が、監査委員としてふさわしいかどうかというのは、また別の議論であると思っていて、当然、議員から推薦を受けたとしても、行政として、いやちょっとこの人は監査委員に適さないのではないかと思ったら別に出さなくてもいいわけですね。提出しなくてもいいわけですから、議員から推薦があったけれども、やはり地方自治法も改正されたし、ちょっと人格的にもあれだから、もう少し別の適した人がいるかもしれないというふうな模索があってもいいのかと思うのです。その辺もうちょっと——議員だからいいではなくて、もうちょっと黒滝議員が人格的に適しているというふうな部分をもう少し教えてもらえたらうれしいです。

○議 長 副市長。

○副市長 監査委員は地方自治法上2名置かなければならないのですね。ですから、今おっしゃるように、適当な人がいないから1名要らないのではないかという理屈にはならないのです。識見のある方が1名、それから現行の地方自治法ですと、議会側から議員である方を1名というふうに法律で決まっていますから、選ばなければいけません。私は地方自治法はそういうふうに見ます。

それから、同じ勤めをしていたから公正を期せないのではないかと、そんなことは私はないと思います。たまたま経歴が農協さんにいらっしやっただけであって、そこが2人とも農協だから、そうではないのではないのかということには私はないと。それはもう全くご意見の違いですから、どうにもこうにもなりません、私はそういうことは考えられないと。監査委員としてきちんと公正で機能を果たしていただけたらというふうに思っております。

以上です。

〔「3番目が答弁漏れです」と叫ぶ者あり〕

○議 長 副市長。

○副市長 ちょっと答弁漏れが、どの部分が答弁漏れか分かりませんので、お願いします。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 答弁漏れの部分です。人格とかの部分ですけれども、議員であるから特に人格の部分に関してはそれは係っていないからいい、議員であるからいいというふうな答弁だったと思うのです。ただ、議員であっても人格が優れているとは別に限るとは思わないので……（笑い声あり）あえてそのなぜ——もう少しその部分を教えてもらってもよろしいですか、すみません。

○議 長 副市長。

○副 市 長 それでは、もう一回ちょっと点検してみますが、地方自治法第 196 条には、監査委員は地方公共団体の長が——市長がです——議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者——議員であるものを除く。以下、識見を有する者という、ということですので、これは今の代表監査委員を指しているわけです。そして、及び議員のうちから、これを選任する。

ですから、私はよく人に言いますが、議員は選良なわけですから、必ずそういう人格が高潔で頑張っていらっしゃるといふふうに思っています。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 最初の質問のところがやはりちょっとまだ分かっていなくて、先ほど条例で 2 人を 1 人にすることができない、地方自治法を私はそういうふうに見ていると言いますが、もう一度言いますが、地方自治法第 196 条は、ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるとあります。南魚沼市の監査委員条例は定数が 2 人とだけあり、議員から選ぶとは一言も書かれておりません。これを照らし合わせれば、私は南魚沼市は議員から 1 人選ぶ必要はないと考えます、これを見たら。なので、これがあっても、あえて議員から推薦を求め続ける理由を聞いているわけです。

○議 長 副市長。

○副 市 長 理由は、条例がないからです。しない理由は。先ほど言いましたように、法律が変わったときに議会の皆さんとお話をしてどうしますかと。条例をつくれますかというときに、条例はつくらないでいこうというような話があったのです、その時点で。ですから、今条例がないわけです。ただ、その第 196 条は条例で選任しないことができるのですから、選任しない条例がなければ駄目なのです。違いますか、私はそう思います。

ですので、先ほど申し上げましたように、条例は議会側の発案権もありますし、執行部側の発案権もありますので、条例を発案される権利はあるわけですから、そういうことであれば、その条例を提案されたらどうでしょうかと。先ほどそこを申し上げたのです。ですので、私は条例がないから——今は議選の監査委員を出さないという気持ちではないですよ。議会からお願いしたいという気持ちですけれども、何でと言われれば、条例がないからです。仮に条例があれば、出せませんから。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

○議 長 黒岩君、南魚沼市議会は人事案件については、議会運用内規第 27 条第 2 項において、討論省略の決定があります。10 月 31 日の議会運営委員会においても、人事案件の採決方法について討論を省略で決定されております。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり]

○議 長 暫時休憩といたします。

[午前 11 時 41 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前 11 時 41 分]

○議 長 異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 92 号議案 南魚沼市監査委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

○議 長 本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数。よって、第 92 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 黒滝松男君の入場を認めます。

[黒滝松男君 入場]

○議 長 昼食のため、ここで休憩といたします。再開を 13 時 15 分といたします。

[午前 11 時 43 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 1 時 13 分]

○議 長 日程第 10、発議第 8 号 特別委員会の設置について（議会広報編集特別委員会）を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 先日の会派代表者会議における決定に基づき、発議第 8 号について申し上げさせていただきます。特別委員会の設置について。今これから申し上げることは、皆さんの手元に資料がありますのでご覧ください。

上記の議案を別記のとおり、南魚沼市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出するものであります。別記のとおりということについては、資料の裏面に内容が記されています。名称については議会広報編集特別委員会ということで、このたび変わったところといえば、委員の定数が 6 人になったということであり、これは発議の段階であります、あとはご覧のとおりであります。

私からは以上とします。

○議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 点だけ。定数が 7 人から 6 人変わった理由を教えてください。

○議 長 提出者。

○勝又貞夫君 これについては、会派代表者会議で話があったわけですが、全会一致というわけではありませんでした。一部、7 人のままでというお話もありましたけれども、6 人でやれるのではないかと。それぞれの会派から委員の皆さんに出ていただいて十分できるのではないかという発言が多かったということであります。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 議会広報編集特別委員で以前、アンケートがあったときに、委員の大部分の方が仕事量の多さを指摘していたと思うのですが、そういったアンケート結果を基にすれば、7 人のほうが業務量削減、議会事務局の負担軽減につながるという意見もあるかと思うのです。この場面で、なぜ 7 人から 6 人になったのか、もう一度教えてもらっていいですか。

○議 長 提出者。

○勝又貞夫君 会派代表者会議でもその辺の話もあったのですが、一つ決定的なことは、A I の議事録が導入されたということで、A I 議事録の活用によって省力化が図られてきているということであります。議会広報編集特別委員の皆様は多分実感していると思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 発議第 8 号 特別委員会の設置について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

議会広報編集特別委員会、とても大事な仕事内容でございます。議会だよりの編集を賄う委員会でございます、多種多様な観点から編集されることが大事だと思っております。特に私たちの議会というのは、1 人だけ反対、20 人賛成という議案が何回かありますので、そういった少数の意見がしっかり反映される議会だよりにするべく多種多様な意見が必要だと思いますので、6 人に減らすのではなく 7 人のままでやって、いろいろな議員の人たちが入る。または、ほかの議会のように市民モニター。市民の意見を入れて、より中立公正な編集を目指すという意味で、6 人ではなく 7 人、もしくは市民モニターを入れるといった特別委員会にしたほうがいいのではないかという思いで、反対の立場に立って討論させていただき

ました。

特に2年間、私、副委員長として携わりましたけれども、反対討論の中身を賛成討論者の会派の方が変えようとする場面が何度かありまして、反対討論者の意向が最大限尊重されるような編集方法のほうが私はいいのかなと思っております。そういった多種多様な意見が反映される議会だよりであるべきだという思いから、7人での提出、または市民モニターを入れるような形の設置を求めているということで、反対の討論とさせていただきました。

○議長 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第8号 特別委員会の設置について、市民クラブを代表して、賛成の立場で討論に参加するものであります。

ただいま反対意見の中で、少数意見を載せるためには7人でよいのではないかと、そういうご意見もございましたけれども、私もかつて編集委員をやりまして、編集委員長もやりました。その中で議会の広報だよりというのはあくまでも公正にやられているものでありまして、反対意見だけを少なくとか、賛成意見だけを多くとか、そういうことをやってこなかったわけでありまして。基本的にはどういう発言がなされたのか、その発言について正確にお伝えするということが議会広報編集特別委員会の役目であると思っております。

私は1期生のときには議員が30名おりました。一般質問は二十四、五名という、大変多くの方が一般質問をされておりました。当時はテープを聞きながら、そしてその発言を聞きながらと、大変労力の要するという中でやってまいりましたけれども、今現在でいけばAIということで非常にすぐに議事録が出てくるというような中でありますので、6人でやっていけるのではないかとというふうに私は考えて、会派代表者会議の中でもそういう意見を申して、その意見が多数を占めたわけでありまして。

市民モニターを入れてということでありましてけれども、議会広報の議会だよりというものは、議会の中での発言を正確にまた公正にお伝えするということが義務でありますので、発行責任者であります議長がそう判断して議員を選び、その中で行われていくものでありますから、市民モニターを入れてということは議会だよりのことについては私は少し違うのではないかと考えております。同僚議員の多くから賛成をいただきたいと思います。

○議長 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。発議第8号 特別委員会の設置について（議会広報編集特別委員会）、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第11、報告第11号 議会広報編集特別委員会委員の選任についてを行います。

議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたします。

以上で、報告第11号 議会広報編集特別委員会の委員の選任についてを終わります。

○議長 長 ここで、議会広報編集特別委員会の正副委員長互選のため、休憩といたします。再開を13時45分といたします。

〔午後1時26分〕

○議長 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後1時43分〕

○議長 長 日程第12、報告第12号 議会広報編集特別委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、報告第12号 議会広報編集特別委員会の正副委員長の選任についてご報告いたします。敬称は省略させていただきますので、各自ご記入をお願いいたします。

委員長・川辺きのい、副委員長・大平剛。

以上でございます。

○議長 長 議会広報編集特別委員会の正副委員長については、ただいま事務局長の報告のとおりであります。

ここで、議会広報編集特別委員長・川辺きのい君から挨拶をしていただきます。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 ただいま議会広報編集特別委員会の委員長の任を拝命いたしました川辺きのいです。経験がまだ浅く未熟ですが、委員の皆様から支えていただき頑張りたいと思います。正確、公正な内容を市民に伝えられますよう、委員の皆様と共に頑張りたいと思います。そして議員の皆様には原稿の提出の際でも大きなご協力をいただきますよう重ねてお願いいたします。就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長 長 以上で、報告第12号 議会広報編集特別委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議長 長 日程第13、議員の派遣についてを議題といたします。

○議長 長 お諮りいたします。会議規則第167条の規定により、お手元に配付した内容で、議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付した内容で、議員を派遣することに決定いたしました。

○議 長 日程第 14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務について、会議規則第 111 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

○議 長 これをもって、令和 5 年第 3 回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

〔午後 1 時 47 分〕